



# 鳥取県公報

平成18年7月14日(金)  
号外第110号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

<b>規 則</b>	議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (69) (福利厚生室) .....	2
	鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則 (70) (行政経営推進課) .....	6
	鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (71) ( ) .....	7

———公布された規則のあらまし———

### 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部改正について

#### 1 規則の改正理由

- (1) 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例 (以下「条例」という。)の一部改正に伴い、通勤の範囲に含まれる就業の場所から勤務場所への移動の要件を定める。
- (2) 地方公務員災害補償法施行規則の一部が改正され、常勤の職員の福祉に関する事業の一部が廃止されたことにかんがみ、非常勤職員の福祉に関する事業についても、同様の改正を行う。

#### 2 規則の概要

- (1) 通勤の範囲に含むこととされた次に掲げる移動の要件を定める。
  - ア 就業の場所から勤務場所への移動
  - イ 住居と勤務場所との間の往復に先行し、又は後続する住居間の移動
- (2) 公務災害補償の責めを負う議長、知事等の実施機関が行うよう努めなければならないとされる福祉事業のうち、次に掲げるものを廃止する。
  - ア 住宅介護のための住宅に関する事業
  - イ 身体障害者用自動車に関する事業
- (3) その他所要の規定の整備を行う。
- (4) 施行期日は、公布の日とする。

### 鳥取県行政組織規則の一部改正について

#### 1 規則の改正理由

鳥取県公共事業評価委員会条例の一部改正に伴い、鳥取県公共事業評価委員会の担任する事務について所要の改正を行う。

#### 2 規則の概要

- (1) 鳥取県公共事業評価委員会の担任する事務に実施前の公共事業の評価に関するものを加える。
- (2) 施行期日は、公布の日とする。

### 鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則の一部改正について

#### 1 規則の改正理由

鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例の一部改正に伴い、指定管理者の提出する事業報告書の公表方法を定めるほか、所要の改正を行う。

## 2 規則の概要

### (1) 業務停止命令の公表

知事又は教育委員会（以下「知事等」という。）は、管理の業務の全部又は一部の停止を命じたときは、当該停止を命ぜられた指定管理者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名並びに当該命令の内容を報道機関に対する資料提供等により公表するものとする。

### (2) 事業報告書等の公表方法

次に掲げる事項に係るインターネット以外の方法による公表は、総務部県民室及び各総合事務所県民局で閲覧に供する方法によるものとする。

ア 指定管理者の事業報告書

イ 指定管理候補者に選定しようとする法人等の事業計画書

### (3) 審査結果等の公表方法

次に掲げる事項に係るインターネット以外の方法による公表は、報道機関に対する資料提供等により行う。

ア 指定管理者選定のための審査委員会における審査結果

イ 知事等による審査結果の変更

### (4) 異議申出に対する決定の通知

知事等は、異議申出の却下又は棄却を行ったときは、当該異議申出を行った者に対し、理由を付してその旨を通知するものとする。

### (5) その他

(1)から(4)までに掲げるもののほか、所要の規定の整備を行う。

### (6) 施行期日

施行期日は、公布の日とする。

## 規 則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年7月14日

鳥取県知事 片 山 善 博

### 鳥取県規則第69号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和43年鳥取県規則第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号（以下「移動条等」という。）に対応する同表の改正後の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号（以下「移動後条等」という。）が存在する場合には、当該移動条等を当該移動後条等とし、移動条等に対応する移動後条等が存在しない場合には、当該移動条等

(以下「削除条等」という。)を削り、移動後条等に対応する移動条等が存在しない場合には、当該移動後条等(以下「追加条等」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(条及び号の表示並びに削除条等を除く。以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(条及び号の表示並びに追加条等を除く。以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

次の表の改正前の欄中太線で囲まれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>(通勤による災害の範囲) 第2条の3 略</p> <p><u>(就業の場所から勤務場所への移動等)</u> 第2条の4 条例第2条第2項第2号の規則で定める 就業の場所から勤務場所への移動は、次に掲げる移動とする。</p> <p>(1) <u>一の勤務場所から他の勤務場所への移動</u> (2) <u>次に掲げる就業の場所から勤務場所への移動</u> ア <u>労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)第3条第1項の適用事業に係る就業の場所</u> イ <u>国家公務員災害補償法(昭和26年法律第191号)第1条第1項に規定する職員の勤務場所</u> ウ <u>その他勤務場所並びにア及びイに掲げる就業の場所に類するもの</u></p> <p>2 <u>条例第2条第2項第2号の規則で定める職員に関する法令の規定に違反して就業している場合は、次に掲げる法令の規定に違反している場合とする。</u> (1) <u>地方公務員法(昭和25年法律第261号)第38条第1項</u> (2) <u>前号に掲げる法令の規定に類する法令の規定</u></p> <p>3 <u>条例第2条第2項第3号の規則で定める要件は、同号に掲げる移動が、単身赴任手当の支給を受ける地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第2条第1項に規定する職員と均衡上必要があると認められる職員により行われるものであることとする。</u></p> <p>(日常生活上必要な行為) 第2条の5 略</p> <p>(所在不明による支給停止の申請等) 第10条 条例第15条においてその例によることとされる地方公務員災害補償法第35条第1項の規定により遺族補償年金の支給の停止を申請しようとする者は</p>	<p>(通勤による災害の範囲) 第2条の3 略</p> <p>(日常生活上必要な行為) 第2条の4 略</p> <p>(所在不明による支給停止の申請等) 第10条 条例第15条においてその例によることとされる地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第35条第1項の規定により遺族補償年金の支給の停</p>

様式第12号による申請書を、同条第2項の規定により遺族補償年金の支給の停止の解除を申請しようとする者は様式第13号による申請書及び年金証書を実施機関に提出しなければならない。

## 2 略

(福祉事業の種類)

第16条 条例第16条第1項の福祉事業の種類は、次のとおりとする。

(1)～(7) 略

(8) 略

(9) 略

(10) 略

(11) 略

(12) 略

(13) 略

(14) 略

(15) 略

(16) 略

(17) 略

(18) 略

(19) 略

## 2 略

附 則

1～6 略

7 障害補償年金前払一時金の額は、当該障害補償年金前払一時金に係る障害補償年金に係る障害等級に応じ、それぞれ条例附則第2条の3の表の右欄に掲げる額（当該障害補償年金が、条例第15条において例によることとされる地方公務員災害補償法第29条第8項の規定によるものである場合（次項において「障害加重の場合」という。）にあっては、次項に定める額。以下「障害補償年金前払一時金の限度額」という。）又は障害補償年金前払一時金の限度額の範囲内で、補償基礎額の1,200倍、1,000倍、800倍、600倍、400倍又は200倍に相当する額のうちから当該障害補償年金を受ける権利を有する者が選択した額とする。ただし、附則第4項ただし書の規定による申出が行われた場合には、補償基礎額の1,200倍、

止を申請しようとする者は様式第12号による申請書を、同条第2項の規定により遺族補償年金の支給の停止の解除を申請しようとする者は様式第13号による申請書及び年金証書を実施機関に提出しなければならない。

## 2 略

(福祉事業の種類)

第16条 条例第16条第1項の福祉事業の種類は、次のとおりとする。

(1)～(7) 略

(8) 在宅介護のための住宅に関する事業

(9) 略

(10) 略

(11) 略

(12) 略

(13) 略

(14) 略

(15) 略

(16) 略

(17) 略

(18) 略

(19) 略

(20) 略

(21) 身体障害者用自動車に関する事業

## 2 略

附 則

1～6 略

7 障害補償年金前払一時金の額は、当該障害補償年金前払一時金に係る障害補償年金に係る障害の等級に応じ、それぞれ条例附則第2条の3の表の右欄に掲げる額（当該障害補償年金が、条例第15条において例によることとされる地方公務員災害補償法第29条第6項の規定によるものである場合（次項において「障害加重の場合」という。）にあっては、次項に定める額。以下「障害補償年金前払一時金の限度額」という。）又は障害補償年金前払一時金の限度額の範囲内で、補償基礎額の1,200倍、1,000倍、800倍、600倍、400倍又は200倍に相当する額のうちから当該障害補償年金を受ける権利を有する者が選択した額とする。ただし、附則第4項ただし書の規定による申出が行われた場合には、補償基礎額の1,200

1,000倍、800倍、600倍、400倍又は200倍に相当する額のうち、当該障害補償年金に係る障害等級に応じ、それぞれ障害補償年金前払一時金の限度額から当該申出が行われた日の属する月までの期間に係る当該障害補償年金の額の合計額を差し引いた額を超えない範囲内で当該障害補償年金を受ける権利を有する者が選択した額とする。

8 障害加重の場合の障害補償年金に係る障害補償年金前払一時金の限度額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。

(1) 加重前の障害の程度が条例別表第2に定める第7級以上の障害等級に該当する場合 加重後の障害等級に応じそれぞれ条例附則第2条の3の表の右欄に掲げる額から、加重前の障害等級に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる額を差し引いた額

(2) 加重前の障害の程度が条例別表第2に定める第8級以下の障害等級に該当する場合 加重後の障害等級に応じそれぞれ条例附則第2条の3の表の右欄に掲げる額に、当該障害補償年金に係る地方公務員災害補償法施行規則第27条の規定の例による金額を当該障害補償年金に係る加重後の障害の程度に応ずる条例第8条の規定による金額で除して得た数を乗じて得た額

9～21 略

様式第19号 (第26条関係)

(その1) 略

(その2)

災害発生年度	年度	職名	福祉事業記録簿	
略				
在宅介護を行う 介護人の派遣			・	・
略				
長期家族介護者 援護金			・	・
略				

略

倍、1,000倍、800倍、600倍、400倍又は200倍に相当する額のうち、当該障害補償年金に係る障害の等級に応じ、それぞれ障害補償年金前払一時金の限度額から当該申出が行われた日の属する月までの期間に係る当該障害補償年金の額の合計額を差し引いた額を超えない範囲内で当該障害補償年金を受ける権利を有する者が選択した額とする。

8 障害加重の場合の障害補償年金に係る障害補償年金前払一時金の限度額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。

(1) 加重前の障害の程度が条例別表第2に定める第7級以上の等級に該当する場合 加重後の障害の等級に応じそれぞれ条例附則第2条の3の表の右欄に掲げる額から、加重前の障害の等級に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる額を差し引いた額

(2) 加重前の障害の程度が条例別表第2に定める第8級以下の等級に該当する場合 加重後の障害の等級に応じそれぞれ条例附則第2条の3の表の右欄に掲げる額に、当該障害補償年金に係る地方公務員災害補償法施行規則第27条の規定の例による金額を当該障害補償年金に係る加重後の障害の程度に応ずる条例第8条の規定による金額で除して得た数を乗じて得た額

9～21 略

様式第19号 (第26条関係)

(その1) 略

(その2)

災害発生年度	年度	職名	福祉事業記録簿	
略				
在宅介護を行う 介護人の派遣			・	・
介護用機器 在宅介護のため の住宅			・	・
略				
長期家族介護者 援護金			・	・
身体障害者用自 動車			・	・
略				

略

## 附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- 改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則第16条第1項各号の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行うべき事由が生じた福祉事業について適用し、施行日前に行うべき事由が生じた福祉事業については、なお従前の例による。

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年7月14日

鳥取県知事 片 山 善 博

## 鳥取県規則第70号

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則

鳥取県行政組織規則（昭和39年鳥取県規則第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後			改 正 前		
(附属機関の名称、担任する事務及び庶務担当機関) 第18条 法第138条の4第3項の規定に基づく、附属機関として置かれたものは、次の表の左欄に掲げるとおりであり、担任する事務は、それぞれ同表の中欄に掲げるとおりであり、その庶務は、それぞれ同表の右欄に掲げる機関においてつかさどる。			(附属機関の名称、担任する事務及び庶務担当機関) 第18条 法第138条の4第3項の規定に基づく、附属機関として置かれたものは、次の表の左欄に掲げるとおりであり、担任する事務は、それぞれ同表の中欄に掲げるとおりであり、その庶務は、それぞれ同表の右欄に掲げる機関においてつかさどる。		
附属機関	担任する事務	庶務担当機関	附属機関	担任する事務	庶務担当機関
略			略		
鳥取県公共事業評価委員会	鳥取県公共事業評価委員会条例（平成15年鳥取県条例第8号）第2条の規定による実施中又は実施前の公共事業の評価、公共工事の費用の縮減、公共工事における環境配慮物品の使用その他の環境への配慮及びその他公共事業に関し客観的な評価又は検討が必要であると認められた事項についての調査審議に関する事務	建設事業評価室	鳥取県公共事業評価委員会	鳥取県公共事業評価委員会条例（平成15年鳥取県条例第8号）第2条の規定による実施中の公共事業の評価、公共工事の費用の縮減、公共工事における環境配慮物品の使用その他の環境への配慮及びその他公共事業に関し客観的な評価又は検討が必要であると認められた事項についての調査審議に関する事務	建設事業評価室

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年 7月14日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第71号

鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成16年鳥取県規則第91号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下「移動条項」という。）に対応する同表の改正後の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下「移動後条項」という。）が存在する場合には、当該移動条項を当該移動後条項とし、移動後条項に対応する移動条項が存在しない場合には、当該移動後条項（以下「追加条項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び追加条項を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(指定管理者の指定等の公表)</p> <p>第2条 知事又は教育委員会（以下「知事等」という。）は、<u>条例第7条</u>の規定により指定管理者を指定したときは、当該指定を受けた者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関に対する資料の提供、県公報又は県の広報誌への掲載その他の方法（以下「資料提供等」という。）により公表するものとする。</p> <p>2 知事等は、<u>地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第11項</u>の規定により指定管理者の指定を取り消したときは、当該指定を取り消された者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を資料提供等により公表するものとする。</p> <p>3 <u>知事等は、法第244条の2第11項の規定により期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命じ</u></p>	<p>(指定管理者の指定等の公表)</p> <p>第2条 知事又は教育委員会（以下「知事等」という。）は、<u>条例第6条</u>の規定により指定管理者を指定したときは、当該指定を受けた者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関に対する資料の提供、県公報又は県の広報誌への掲載その他の方法（以下「資料提供等」という。）により公表するものとする。</p> <p>2 知事等は、<u>地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項</u>の規定により指定管理者の指定を取り消したときは、当該指定を取り消された者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を資料提供等により公表するものとする。</p>

たときは、当該停止を命ぜられた指定管理者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名並びに当該命令の内容を資料提供等により公表するものとする。

(指定管理者の事業報告書等の公表)

第3条 条例第9条第2項の規則で定める方法は、鳥取県総務部県民室、鳥取県東部総合事務所県民局、鳥取県八頭総合事務所県民局、鳥取県中部総合事務所県民局、鳥取県西部総合事務所県民局及び鳥取県日野総合事務所県民局で、執務時間中閲覧に供する方法とする。

2 条例第20条第2項及び第22条第6項の規則で定める方法は、次の各号に掲げる公表の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法により行うものとする。

- (1) 審査の結果の公表 資料提供等
- (2) 事業計画書の公表 前項に規定する方法

(変更の届出)

第4条 略

(監事の設置)

第5条 略

(却下又は棄却の通知)

第6条 知事等は、条例第22条第1項又は第2項の規定により条例第21条第3項の異議申出の却下又は棄却を行ったときは、当該異議申出を行った者に対し、理由を付してその旨を通知するものとする。

(変更の届出)

第3条 略

(監事の設置)

第4条 略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。